ChatGPT

特許出願非公開制度の「非公開（防衛）運用」：精度評価・補償基準分析・実務課題と制度提言

エグゼクティブ・サマリー

本レポートは、2024年5月1日に開始された「特許出願非公開制度」（いわゆる“日本版秘密特許制度”）について、制度の適用範囲・手続・運用上の精度（分類・審査・権利確定性）と情報開示の現状を整理し、補償（損失補償）の基準・算定方法の実務上の論点を掘り下げた上で、短期・中期・長期の具体的な改善提案、実施ロードマップ、企業向けチェックリストと（公的ガイドライン改定を想定した）補償基準条項案を提示する。根拠は、閣議決定の基本指針、内閣府のQ&A・ガイドライン、法令（府令・命令）、特許庁のQ&A等の一次情報を中心に構成した。 [1]

制度運用の「現状把握」について、政府が公表した最初の実施状況（対象期間：2024年5月1日〜2025年3月31日）では、特許庁長官から内閣総理大臣へ送付された件数は90件である一方、保全指定（非公開指定）の件数は0件とされ、外国出願禁止の事前確認は1305件、送付しない旨の通知は630件であった。つまり、制度は“スクリーニングと事前確認の利用”が先行し、“実際の保全指定（非公開指定）”は少なくとも初年度データでは確認できない。 [2]

他方、提供記事（2026年3月2日付）は「経済産業省が策定した補償金支払い基準に基づき実務が動いている」等の現場論点（ライセンス収入補填、算定の難しさ、会計・税務、スタートアップの資金調達影響）を主張する。しかし、政府が公開している一次資料の範囲では、補償は法律上「内閣総理大臣が金額決定」し、内閣府のQ&Aは補償対象の類型（逸失利益・逸失ロイヤルティ・目的を果たせなくなった費用・追加費用）や請求・疎明資料（立証）を定める枠組みを提示しているものの、「経産省の補償金支払い基準」そのものは公表資料として確認できなかった（本レポートでは、当該記事は“報道・論説としての問題提起”として扱い、制度提言の入力情報の一つに位置づける）。 [3]

結論として、政策的には「安全保障とイノベーションの両立」を掲げながら、運用の“精度”は（1）IPCに基づく事前定義型スクリーニングの偽陽性・偽陰性、（2）保全指定中に特許査定・拒絶査定等が留保されることによる権利範囲確定の遅延、（3）非公開先願の存在を第三者が把握できないことによる重複研究・投資リスク、（4）補償算定の客観性確保（専門家関与・立証負担の調整）でボトルネック化しうる。制度の実効性と受容性を同時に高めるには、「匿名化した事例集・算定テンプレート・迅速な意思決定SLA・第三者評価（ADR/専門家パネル）」を組み合わせた運用改善が最も費用対効果が高い。 [4]

制度の全体像と法的枠組み

制度の骨格は、特許出願が「公にされることで国家・国民の安全を損なうおそれが大きい発明」を含む場合に、出願公開・特許査定・拒絶査定等を留保し、発明情報の漏えい防止措置と外国出願制限等を課す一方、必要な損失補償を行う、という設計である。特許庁の説明では、非公開にするか否かは「特許庁による第一次審査」と「内閣府による保全審査（第二次審査）」の二段階で行われる。 [5]

制度が「防衛特許」だけに閉じない点は重要である。基本指針は、対象となり得る技術類型として「我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術」や「国民生活や経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術」を例示し、施行令ではIPC（国際特許分類）に従って「特定技術分野」を列挙する形で、保全審査に付す入り口を制度化している。 [6]

法令・政府資料の位置づけ一覧

文書（一次情報中心）	公表主体	位置づけ	実務への要点
特許出願非公開の基本指針（閣議決定）	内閣府 [7]	運用の基本方針（機微性と産業影響の総合考慮、第三者リスク等）	保全指定は「機微性の程度」と「産業の発達への影響等」を総合考慮し、合理的必要限度で行うべきと明示。非公開先願による重複投資リスクも明示。 [8]
特定技術分野・付加要件の概要（IPC改正対応含む）	内閣府	対象技術分野の公表（予見性の核）	特定技術分野は(1)〜(25)。うち一部(10)〜(19)は産業影響が大きい分野として付加要件を適用。IPC改正でも範囲実質変更なし。 [9]
特許出願非公開制度（制度説明ページ）	内閣府	制度の趣旨と概略	出願公開等を留保し、開示・実施・取下げ等を制限する枠組みを説明。 [10]
制度Q&A（制度全体）	内閣府	解釈・手続のFAQ	制度理解の基礎。損失補償・適正管理は別文書参照と整理。 [11]
損失補償Q&A（第2版）	内閣府	補償対象・請求・算定の実務指針	補償類型（逸失利益、逸失ロイヤルティ、目的喪失費用、追加費用）、請求内容、決定プロセス、不服申立（訴え）等を具体化。 [12]
適正管理措置ガイドライン（第1版）	内閣府	情報管理（組織・人・物理・技術）の実務指針	管理責任者、管理簿、営業秘密扱い、規程、漏えい時の報告等を具体化。 [13]
特許庁Q&A（第一次審査・事前確認）	日本国特許庁 [14]	手続運用（特許庁パート）	保全審査中/保全指定中は査定等留保、ただし他手続は可能等を明確化。 [15]
実施状況（2024年度版）	内閣府・特許庁	透明性・予見性向上のための統計公表	送付90件、保全指定0件、事前確認1305件、送付しない通知630件を公表。 [2]

制度の主要イベント（タイムライン）

```
timeline
  title 特許出願非公開制度の主要イベント（公表資料ベース）
  2023-04-28 : 基本指針が閣議決定（特許出願非公開基本指針）
  2023-12-18 : 内閣府令（非公開制度の手続・適正管理・補償請求書式）／共同府省令（特許庁手続等）が整備
  2024-05-01 : 制度施行・運用開始
  2024-07-08 : 損失補償Q&A 第2版（補償対象の追加等）
  2025-01-01 : IPC改正に伴う施行令の形式修正（範囲の実質変更なし）
  2025-07 : 2024年度の実施状況（初年度統計）が公表
  2026-03-02 : 報道記事で「補償基準・現場の苦悩」が話題化（検証要）
```

上記のうち、基本指針の閣議決定日は官邸会見でも言及され、制度の基本方針として位置づけられている。制度施行は2024年5月1日で、以後の統計として2024年度実施状況が公表された。IPC改正への対応は「範囲の実質変更なし」と明示されている。[16]

現状評価：適用範囲・手続・精度・情報開示

適用範囲と手続の“現状の精度”

一次審査（第一次審査）は、特許庁が受理した国内出願を起点に、明細書等に「特定技術分野」に属する発明が記載されているかをスクリーニングし、該当する場合に内閣総理大臣へ送付する設計である。制度目的は、機微技術の公開・流出を防ぎつつ、従来“安全保障上の理由で出願を自重していた発明”が先願の地位を確保できるようにする点にある。[17]

第二次審査（保全審査）は、機微性（国家・国民の安全を損なうおそれの程度）と、保全指定した場合の産業への影響等を総合評価して保全指定の要否を決める。内閣府令は、保全審査において出願人の意見を聴取することを原則とし（一定の場合は例外）、手続的正当性（当事者参加）を制度内に組み込んでいる。[18]

制度の“入口精度（スクリーニング精度）”を左右するのは、IPCに基づき列挙される「特定技術分野」の設計である。政府資料では、特定技術分野が(1)〜(25)として公表される一方、(10)〜(19)は「保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きい技術分野」と位置づけられ、追加の「付加要件」に該当するものに限定することで、過度な巻き込みを抑制する構造になっている。[19]

重要なのは、基本指針が「非公開の先願が1年6か月を超えて存在し得る」ことに伴う第三者の重複研究・投資リスクを明示し、保全指定は合理的必要限度で行うべきだと強調している点である。これは制度設計上、「安全保障の最大化」ではなく「安全保障と産業・イノベーションの同時最適化」を規範に据えていることを意味する。[8]

審査・権利範囲確定性の評価

制度運用の精度を“特許制度としての確定性”の観点からみると、保全審査中・保全指定中は「出願公開、特許査定及び拒絶査定」が留保される一方で、補正、審査請求、拒絶理由通知等のその他手続は留保されない、と基本指針および特許庁Q&Aが整理している。したがって、特許性の審査は進み得るが、最終アウトカム（権利発生の確定）が止まり得るため、企業の権利化スケジュール管理と権利範囲の確定性は構造的に低下する。[20]

また、制度の性格上、保全指定期間中は先行技術としての公開が抑制されるため、第三者は先願情報を前提にしたクリアランスや研究投資の回避ができない。基本指針はこの点を「第三者の経済活動への影響」として明示的に評価対象に入れるよう求めているが、これは裏返せば、指定判断の難しさ（“機微性が高いほど指定したい”が、“産業展開が広いほど指定の副作用が大きい”）を制度自身が認めていることでもある。[8]

情報開示の程度と透明性

制度は、技術分野（特定技術分野・付加要件）を公表し、Q&A・ガイドラインを整備し、さらに実施状況（件数）を公表するという「統計的透明性」を採用している。実施状況の公表目的も「国民の理解促進」と「民間企業等の予見性向上」と明記されている。[21]

一方で、制度の性質上、個別案件の内容や判断理由の詳細は公開されにくい。この“透明性の上限”が、（1）保全指定が1件でも生じたときの企業・投資家への説明可能性、（2）補償交渉の長期化リスク、（3）市場における第三者の予見可能性の限界、という実務課題に直結する。基本指針が「産業界等の意見の適切な考慮」や「手続負担への配慮」を求めるのは、この限界を踏まえた運用改善を促す規範と解釈できる。[8]

初年度統計が示す運用像

初年度の実施状況（2024年5月〜2025年3月）を、制度精度の“観測データ”として読むと、（A）スクリーニングから内閣総理大臣への送付は発生している（90件）、（B）しかし保全指定は0件、（C）外国出願禁止の事前確認が多数利用（1305件）され、（D）送付しない旨の通知も相当数（630件）ある、という構図である。これは「過大な指定（指定乱用）」が少なくとも初年度統計の範囲では観測されない一方、企業は外国出願コンプライアンス（違反回避）のために“事前確認”を積極的に使っていることを示唆する。 [22]

```
xychart-beta
  title: 2024年度 実施状況（件数）
  x-axis: ["内閣総理大臣へ送付","保全指定","外国出願禁止の事前確認","送付しない通知"]
  y-axis: "件数" 0 --> 1400
  bar: [90, 0, 1305, 630]
```

上記は内閣府・特許庁の公表統計に基づく可視化である。 [2]

主要課題と現場の苦悩

権利保護と産業影響のトレードオフ

制度は、指定された場合に「実施は許可制」「開示は原則禁止」「適正管理義務」「共有は承認制」「外国出願禁止」等の強い制約を課す一方、補償で手当てする設計である。補償は“強い制約により特別の犠牲が生じ得る”という憲法上の損失補償論（一般行政法的な発想）に接続していることが、内閣府の補償Q&Aで明示されている。 [12]

しかし、企業実務では「公開して独占する（特許）」と「秘匿して守る（ノウハウ）」の選択に、第三の選択肢として「非公開指定＋国家補償」が加わることになる。提供記事は、この転換が特にスタートアップの資金調達（投資家への説明材料としての特許の欠落）や、会計・税務上の取り扱い（流動性低下と無形資産評価）に波及すると指摘している。一次資料で会計処理が規定されているわけではないが、“非公開ゆえに市場での比較可能性が低下する”点は、補償算定（適正価格）にも連鎖する論点である。 [23]

コンプライアンス・監査上の問題

最も具体的に企業負担が発生するのは、適正管理措置（情報管理）である。ガイドラインは、組織的・人的・物理的・技術的管理措置として、保全情報管理責任者の指名、管理簿整備、営業秘密としての取り扱い、規程策定・運用評価、漏えい時の報告体制等を列挙し、内閣府令第10条の条文も併記している。つまり、社内統制（文書化・責任者・ログ/台帳・教育・事故対応）を“法令準拠として整備する”ことが求められる。 [24]

これにより、監査（内部監査・J-SOX的観点を含む）では、①アクセス権限管理、②インシデント対応の実効性、③委託先・共同研究先（発明共有事業者）への統制波及、④記録保存と説明責任、が主要論点となる。特にガイドラインは「発明共有事業者が規程を策定・変更する場合に指定特許出願人の確認を受ける」等、サプライチェーン型の統制を暗黙に要請している。 [25]

公的研究開発の現場では、新エネルギー・産業技術総合開発機構 [26] が、非公開制度の開始に伴い「明細書が不必要に共有されることを防ぐ」観点から、委託事業における出願エビデンス提出タイミングの変更等を示している。これは、制度が“出願後の企業行動”だけでなく、“研究開発プロジェクトの情報流通設計”まで波及し得ることを示す。 [27]

国際比較上の論点

国際比較の大枠では、日本は「対象技術分野を事前に（IPCで）定義して予見性を高める」点に特徴がある一方、米英独は“国家安全保障判断に基づく発令型（方向付け/命令型）”で運用される色彩が強い。日本の基本指針は「予見性確保のため特定技術分野をIPCで示す」意義を明確に述べている。 [6]

以下は、制度比較を「法的枠組み」「補償」「透明性」の観点で要約したものである（各国の詳細運用は別途ガイダンスや慣行に依存し得るため、条文・公的手引に基づく範囲に限定）。 [28]

観点	日本（特許出願非公開制度）	米国（Secrecy Order）	英国（Secrecy directions）	ドイツ（秘密保持命令）
判断の入口	特定技術分野（IPC）で第一次審査→送付 [6]	国防関連機関の通知で発令（MPEP参照） [29]	申請情報が安全保障に不利なら方向付け（Patents Act 1977 s. 22） [30]	条文に基づき秘密保持（PatG §55は補償条文） [31]
非公開の効果	出願公開・特許査定・拒絶査定を留保、開示・実施等を制限 [32]	公開・手続に制約（米国手続詳細はMPEP） [29]	情報伝達の禁止等（政府手引で説明） [33]	制約＋補償（条文に補償規定） [31]
期間	1年以内（更新判断）等（概要資料） [34]	1年ごと更新可能（MPEP） [29]	見直し・解除の制度あり（手引） [33]	（条文運用に依存）
補償	「通常生ずべき損失」：逸失利益・逸失ロイヤルティ・目的喪失費用・追加費用等 [35]	補償（35 U.S.C. §183）・請求先は原因機関等（MPEP） [36]	条文・慣行により補償論点（ここでは条文上の方向付けを主に参照） [30]	§55に補償請求の枠組み [31]
透明性	技術分野・Q&A・統計（件数）を公表 [37]	統計は公的に整理されることがある（USPTO統計として二次整理例） [38]	個別は非公開、制度は公的手引で説明 [33]	個別は非公開、条文は公開

現場の苦悩（報道・産業界意見からの抽出）

提供記事が強調する「ライセンス収入の補填（ただし適正価格算定が難しい）」「会計・税務の処理」「スタートアップの資金調達への影響」は、補償Q&Aが示す補償類型（逸失利益・逸失ロイヤルティ等）と整合しつつも、実務では①“将来の成長オプション価値”をどこまで補償で評価するか、②比較可能なライセンス取引が存在しない場合の算定、③秘匿のため監査・投資家説明に出せる情報が限られる、という問題を内包する。 [3]

産業界側の論点としては、例えば、日本経済団体連合会 [39] の解説が、内閣府令が事業者単位の適正管理措置を求めていること、ガイドラインが組織的・人的・物理的・技術的管理措置に分解していることを紹介しており、制度は“知財部門”だけではなく“全社セキュリティ統制”の課題であることが示される。 [40]

また、パブリックコメントとして提出された日本電機工業会[41]の意見では、対象範囲の絞り込み、出願人の予見性、過度な萎縮の回避などが論点として提示されており、“制度が広く産業に及ぼす副作用”への懸念が制度設計段階から存在していたことが確認できる。[42]

補償基準の分析と改定条項案

公式に確認できる「補償基準」の範囲

一次資料の範囲で確認できる補償の“基準（運用指針）”は、（A）法律上の根拠（損失補償規定）、（B）手続（補償請求書に記載すべき事項）、（C）内閣府の補償Q&A（補償対象・算定・疎明資料）である。内閣府令は、補償請求書に「請求額総額と内訳」「請求理由」を記載し、「疎明資料」を添付して内閣総理大臣に提出することを求める。[43]

補償Q&Aは、補償対象となり得る損失類型を、少なくとも次の3群として例示している。[12]
第一に、実施不許可により製造・販売ができず、指定がなければ得られた利益が失われた損失（逸失利益）。第二に、第三者が同一発明を実施した場合に、権利留保のため実施許諾料相当額等を請求できないことで失われた損失（逸失ロイヤルティ/逸失利益）。第三に、保全指定前に支出していたが指定により目的を果たせなくなった費用（目的喪失費用）や、指定により追加的に要した費用（追加費用）である。[12]

さらにQ&Aは、補償金額の決定主体が内閣総理大臣（実務：内閣府審査担当部門）であり、請求人提出資料を精査し、請求人との意思疎通を図りつつ、関係省庁や専門家の意見も聞きながら客観性をもって算定する、と述べる。また、決定に不服がある場合、通知から6か月以内に国を被告として増額訴訟を提起できることも明記する。[12]

算定の論点を「実務に落とす」ための整理

補償Q&Aが示す枠組みは、企業にとっては「損失の発生」「保全指定との因果関係」「社会通念上相当な範囲」「金額の客観性」を疎明するゲームに等しい。特に、(i)逸失利益（事業機会損失）と、(ii)逸失ロイヤルティ（仮想実施許諾料相当）、(iii)費用損失（目的喪失＋追加費用）は、必要資料と算定モデルが異なるため、企業側は“類型別に証拠を整える”必要がある。[35]

加えて、第三者が同一発明を国内実施している場合の損失について、Q&Aは補償対象となり得る一方、一般的には第三者実施が判明すれば保全指定解除が検討される場合が多い、そして解除後は特許法上の出願公開後の補償金請求（いわゆる公開後の補償金請求）等の手当がある旨も述べている。これは、制度が「補償で全てを埋める」だけでなく、「できるだけ解除して通常特許に戻す」ことを運用上の出口として想定している可能性を示唆する。[12]

提供記事がいう「補償金支払い基準」との関係（検証と解釈）

提供記事は「経産省の補償金支払い基準に基づき実務が動く」と述べるが、一次資料上、補償金額決定は内閣総理大臣であり、補償運用の公式ドキュメントは内閣府のQ&A等である。したがって、記事が言う「基準」が公表Q&A・府令を指す可能性、あるいは非公開の行政実務資料を指す可能性がある（後者は公開情報では確認不能）。本レポートの提言は、前者（公開Q&Aを“基準の核”とみなす）を前提に、欠けている要素（算定テンプレ・比較可能性・迅速化SLA・第三者評価）を補完する形で提示する。[44]

改定「補償基準条項」サンプル文案（公表ガイドライン化を想定）

以下は、内閣府の補償Q&Aと府令上の請求要件を前提に、“算定の予見性”を高めるために追加すべき条項の例である（提案であり現行法令ではない）。

補償基準（案）条項：補償対象の類型と原則

> 保全指定に起因して発生した損失のうち、社会通念上相当と認められる範囲の「通常生ずべき損失」を補償対象とする。補償対象は、(1) 実施不許可等に伴う逸失利益、(2) 特許権留保に伴う逸失実施許諾料相当額等、(3) 保全指定により目的を果たせなくなった費用、(4) 適正管理措置等により追加的に要した費用、とする。 [12]

補償基準（案）条項：算定方法（簡易化ルールを含む）

> (1)　逸失利益は、保全指定がなければ合理的に実現したと認められる販売計画・契約・受注見込み等に基づき、限界利益（売上－変動費）を基準として算定し、必要に応じ割引率・不確実性調整を行う。
> (2)　逸失実施許諾料相当額等は、同種技術の第三者ライセンス取引（比較可能契約）が存在する場合はそれを優先し、存在しない場合は、技術貢献度・代替可能性・実施範囲・市場規模を考慮した推定ロイヤルティ率を用いる。
> (3)　　中小企業・スタートアップ等で比較可能契約の収集が困難な場合、一定の要件（売上規模、研究開発費規模等）を満たすときは、簡易算定（セーフハーバー）を選択できる。
> （※(1)(2)の大枠はQ&Aの補償類型を具体化する追加提案） [12]

補償基準（案）条項：手続SLAと第三者関与

> 内閣府審査担当部門は、請求受理後、一次評価（追加資料要否、類型整理）を○日以内に通知し、原則として○か月以内に補償金額を決定する。算定の客観性確保のため、必要に応じて関係省庁及び外部専門家の意見聴取を行う。 [12]

このような条文化により、現行Q&Aにある「意思疎通を図りつつ」「専門家の意見も聞きながら」という抽象表現を、実務の予見性（企業側の準備可能性）に変換できる。 [12]

企業向け対応チェックリストと実施ロードマップ

企業向け対応チェックリスト（実務で“漏れやすい順”）

以下は、制度の公式要請（適正管理措置、補償請求の疎明、手続制約）を満たしつつ、研究開発・出願・事業提携・海外展開の意思決定を止めないための最小セットである。 [45]

ガバナンス・体制
社内に「非公開制度統括（知財×経済安全保障×情報セキュリティ）」の責任者を置き、保全情報管理責任者（指定時に必須）まで見据えた任命プロセスを事前に用意する。 [13]
内部監査観点で、管理簿（誰が、いつからいつまで、どの情報を扱うか）を“先に作れる”テンプレートを準備する（指定後に整備する時間が足りないため）。 [13]

出願前スクリーニング（技術×事業）
発明ごとに「特定技術分野（25分野）に該当し得るか」をIPCベースで一次判定し、該当可能性がある場合は、（a）国内先行出願を優先、（b）海外出願スケジュールを“事前確認込み”で引き直す。 [46]
民生展開が広い領域（付加要件のかかる分野を含む）では、保全指定の産業影響評価（研究投資・顧客提供・エコシステム）を経営レベルでレビューする（基本指針が産業影響を総合考慮することを明示しているため、出願人も同じ観点で説明準備が必要）。 [47]

情報開示・共同研究・委託管理
保全審査中の公開禁止・開示制限を踏まえ、学会発表、展示会、顧客ピッチ、共同研究先への説明資料の版

管理を強化する（「何を出してよいか」が後から問題化しやすい）。[48]
公的委託事業（NEDO等）の枠組みでは、明細書が不必要に共有されないよう報告手続が見直されているため、契約・運用の最新版に追随する。[27]

外国出願（PCT含む）コンプライアンス
判断に迷う場合は「外国出願禁止の事前確認」を利用し、外国出願のタイムラインを“確認プロセス込み”で設計する（WIPO資料は、手続・言語・判断期間・手数料の整理を提示）。[49]
事前確認の社内受付窓口（誰が申請書・添付資料を作るか）を固定し、属人化を防ぐ。[50]

補償請求（指定された場合に備える）
補償は「請求額総額と内訳」「理由（因果関係）」を示し、疎明資料を添付する必要があるため、（a）販売計画・契約・原価構造、（b）比較可能ライセンス、（c）研究開発費・設備投資・追加コスト、（d）第三者実施の把握、を日常的に監査可能な形で保存する。[35]
第三者実施が疑われる場合、保全指定解除の可能性と、解除後の通常特許法上の手当（公開後の補償等）も視野に、証拠保全と法的戦略を並行で立てる。[51]

ケーススタディ（実例非公表を踏まえた仮想シナリオ）

初年度統計では保全指定0件であり、個別指定の実例が公表される構造でもないため、ここでは代表的業種・規模を仮定し、制度の利害と補償論点を“実務設計”に落とす。仮定は各ケースに明記する。[52]

ケース（仮定）	想定される指定理由・論点	主な損失類型（補償Q&Aに対応）	現場の苦悩（起きがちな争点）
大企業：デュアルユース製造装置（海外売上比率高）	IPC上は特定技術分野に該当し得る。産業展開も広いので「機微性×産業影響」の総合評価が難しい[6]	逸失利益（製造販売制限）、追加費用（管理措置）[53]	海外顧客に説明できない／海外特許戦略が遅延。補償算定で海外市場の逸失をどこまで評価できるか。[3]
中堅：防衛サプライヤ（国内中心、共同研究多）	指定されれば共同研究先への開示・共有の設計が難化（発明共有事業者管理）[25]	目的喪失費用（既投資）、追加費用（管理）[53]	共同研究契約の変更、現場運用（図面・試作品・教育）でコスト増。
スタートアップ：先端アルゴリズム（資金調達依存）	“特許の公開”が価値説明の核。非公開が続くと投資家説明が難化（報道指摘）[54]	逸失ロイヤルティ（仮想ライセンス）や将来利益の評価が焦点[12]	比較可能ライセンスがない／将来利益の不確実性が高い。補償がVC期待値を埋めない可能性。[3]

制度改善の提案（短期・中期・長期）

短期（運用改善：～12か月）
透明性を“個別案件の開示”ではなく“運用の予見性”として高めることが現実的である。具体的には、(1) 実施状況の公表を年次で継続し、事前確認・送付・指定・解除・補償請求の統計粒度を拡張する（秘匿に抵触しない範囲で）、(2) 補償Q&Aに「算定テンプレ」「疎明資料チェックリスト」「比較可能ロイヤルティの探し方」を付録として追加する、(3) 審査・補償決定の標準処理期間（SLA）を明示する、(4) 企業向け相談窓口を“知財手続”だけでなく“情報管理・契約・補償”まで統合する、の4点が効果が大きい。[55]

中期（制度改正：1～3年）
制度の摩擦は「補償算定の交渉コスト」と「秘密保持のための説明不能性」に集中する。中期では、(1) 外部専門家パネルによる算定レビュー（ADR）を制度内に組み込み、訴訟の前段で争点を収斂させる、(2) 中小・

スタートアップ向けの簡易算定（セーフハーバー）を公式化し、立証負担を軽減する、(3)　発明共有事業者（共同研究先）に統制が波及する設計を踏まえ、標準契約条項（共同研究・委託）を政府が提示する、を提案する。期待効果は、補償交渉の長期化抑制、資金調達・監査対応の改善、共同研究の停滞回避である。コストは、パネル運営・専門家フィー・行政体制の拡充だが、訴訟リスクと産業萎縮の回避便益が上回り得る。[56]

長期（法整備・国際協調：3〜5年）
長期的には、国際特許実務（PCT、同盟国間の情報保全）との整合が競争力に直結する。提案は、(1) 事前定義型（IPC指定）を維持しつつ、技術進展に追随する“レビュー制度”（周期的見直しと産業影響評価）を制度化する、(2) 国際協力として、同盟国・同志国との間で「非公開指定中の出願手続・情報取扱」に関する最低限の相互理解（共通語彙、手続の整合）を整備する、(3)　産業政策（研究開発支援）と非公開制度を接続し、“秘匿を前提とした技術移転・事業化”の支援スキーム（安全な実証環境、限定開示の標準化）を構築する、である。基本指針自体が「本制度のみで技術流出防止が完結しない」旨を述べ、複合的施策の必要性を明示しているため、長期は制度連携が本筋となる。[48]

実施ロードマップとリスク評価

```
flowchart TD
  A[政府：運用データ拡張・年次公表] --> B[補償Q&Aのテンプレ化・疎明資料例の拡充]
  B --> C[審査・補償のSLA導入]
  C --> D[外部専門家パネル/ADRの設計]
  D --> E[中小・スタートアップ向け簡易算定（セーフハーバー）]
  E --> F[標準契約条項（共同研究・委託）整備]
  F --> G[技術分野レビュー制度（周期見直し）]
  G --> H[国際協調（PCT・同志国との整合ガイド）]
```

優先度（高→中→長期）は、A〜C（透明性と予見性の即効改善）→D〜F（制度摩擦の構造対応）→G〜H（技術進展と国際整合）とする。理由は、初年度統計で保全指定が観測されない段階でも、事前確認が大量に利用されている以上、企業はすでにコンプライアンスコストを支払っており、まず“手続の予見性”を上げる施策が最も即効性が高いからである。[57]

主要リスクは、(1) 指定が発生した局面で補償算定が長期化し、企業の投資判断が萎縮するリスク、(2) 適正管理措置の不備による漏えい・行政処分・刑事罰リスク、(3) 非公開先願による第三者の重複投資・市場歪みリスク、(4) 国際出願の遅延による競争力毀損リスク、である。これらは基本指針・適正管理ガイドライン・補償Q&Aがいずれも間接的に想定しているリスクであり、運用改善で低減余地が大きい。[58]

参考データと出典一覧

一次情報として参照した中核文書は、基本指針（閣議決定）、特定技術分野（IPC）資料、補償Q&A、適正管理ガイドライン、実施状況統計、府令（内閣府令）および手続命令（共同府省令）、特許庁Q&Aである。[59]

補助的に、産業界の視点として日本経済団体連合会の解説、制度設計段階の意見として日本電機工業会のパブリックコメント、研究開発現場の運用例としてNEDO資料、また提供記事（2026年3月2日）を用いた。なお、提供元URL（economic.jp）はアクセス障害により本文確認ができず、配信転載記事（Excite）を内容参照に用いた。[60]

国際比較は、米国（MPEPおよび35 U.S.C. §183条文）、英国（Patents Act 1977 s.22および政府手引）、ドイツ（Patentgesetz §55条文）を条文中心に参照し、統計（米国のSecrecy Order件数）はUSPTO報告として整理された二次資料を補助参照した。[61]

1 4 6 8 17 20 41 42 47 48 58 59 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin4.pdf
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin4.pdf

2 21 22 26 52 55 57 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_jisshijoukyou.pdf
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_jisshijoukyou.pdf

3 23 44 54 https://www.excite.co.jp/news/article/Economic_0000108114/
https://www.excite.co.jp/news/article/Economic_0000108114/

5 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html

7 13 24 25 45 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_tekisei_guideline.pdf
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_tekisei_guideline.pdf

9 19 37 46 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf

10 32 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

11 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_qa.pdf
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_qa.pdf

12 35 39 51 53 56 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_sonshitsu_qa.pdf
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_sonshitsu_qa.pdf

14 15 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/qa.html
https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/qa.html

16 https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202304/28_a.html
https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202304/28_a.html

18 43 https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/5009/tb
https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/5009/tb

27 https://www.nedo.go.jp/content/100981449.pdf
https://www.nedo.go.jp/content/100981449.pdf

28 29 61 https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s120.html
https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s120.html

30 https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1977/37/section/22
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1977/37/section/22

31 https://www.gesetze-im-internet.de/patg/__55.html
https://www.gesetze-im-internet.de/patg/__55.html

33 https://www.gov.uk/guidance/manual-of-patent-practice-mopp/section-22-information-prejudicial-to-national-security-or-safety-of-public
https://www.gov.uk/guidance/manual-of-patent-practice-mopp/section-22-information-prejudicial-to-national-security-or-safety-of-public

34 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/10_240628_CAO.pdf
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/10_240628_CAO.pdf

36 https://www.govinfo.gov/app/details/USCODE-2011-title35/USCODE-2011-title35-partII-chap17-sec183
https://www.govinfo.gov/app/details/USCODE-2011-title35/USCODE-2011-title35-partII-chap17-sec183

38 https://sgp.fas.org/othergov/invention/stats.html
https://sgp.fas.org/othergov/invention/stats.html

40 60 https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/0411_12.html
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/0411_12.html

49 https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/ja/wipo_webinar_pct_2024_6/wipo_webinar_pct_2024_6_x1.pdf
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/ja/wipo_webinar_pct_2024_6/wipo_webinar_pct_2024_6_x1.pdf

50 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/sangyozaisan/document/20231218/01.pdf
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/sangyozaisan/document/20231218/01.pdf